

第 2 3 回日本政策投資銀行債券
発 行 要 項

1. 債券の名称 第 2 3 回日本政策投資銀行債券
2. 債券の総額 金 2 0 0 億円
3. 各債券の金額 1, 0 0 0 万円及び 1 億円の 2 種とする。
4. 債券の形式 無記名式利札付に限るものとし、その分割又は併合はしない。
5. 利 率 年 0 . 7 7 パーセント
6. 発行価額 額面 1 0 0 円につき金 9 9 円 9 9 銭
7. 償還金額 額面 1 0 0 円につき金 1 0 0 円
8. 償還の方法及び期限
 - (1) 本債券の元金は、平成 2 1 年 1 2 月 1 8 日にその全額を償還する。
 - (2) 本債券を償還すべき日(以下「償還期日」という。)が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。
 - (3) 本債券の買入消却は、いつでもすることができる。
9. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、平成 1 8 年 6 月 2 0 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 6 月 2 0 日及び 1 2 月 2 0 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。
 - (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。
 - (3) 発行日の翌日から平成 1 7 年 1 2 月 2 0 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。
 - (4) 償還期日後は、利息をつけない。
- 1 0 . 元利金支払場所
株式会社東京三菱銀行本店及び国内各支店
野村證券株式会社本店及び大阪支店
みずほ証券株式会社本店
- 1 1 . 担保
本債券の債権者は、日本政策投資銀行法の定めるところにより、日本政策投資銀行(以下「銀行」という。)の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 1 2 . 受託会社
 - (1) 本債券の受託会社(以下「受託会社」という。)は株式会社東京三菱銀行とする。
 - (2) 受託会社は、法令に反しない限り、本債券の債権者のために弁済を受け、又は

本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。

- (3) 受託会社は、前号の他、法令並びに銀行と受託会社との間の平成17年10月14日付募集委託契約証書(以下「委託契約」という。)に定める権限及び義務を有する。

13. 期限の利益の喪失事由

本債券の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 銀行が本要項第8項又は第9項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 銀行が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、もしくは銀行以外の債券又はその他の借入金債務に対して銀行が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5営業日以内にその履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が50億円を超えない場合は、この限りではない。
- (3) 法令により、本債券の償還期日前に銀行が解散することが決定され、かつ本債券の債務が継承されないことが明らかとなったとき。
- (4) 銀行に倒産処理手続きに係る法律が適用され、当該法律に基づき、銀行に対して倒産処理手続き又はそれに類した手続きが開始されたとき。

14. 債券の喪失

- (1) 債券を喪失した者が、遅滞なく、その種類、記番号、喪失の事由等を銀行に届け出て、かつ、公示催告の手続きをし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求した場合は、銀行は、代わり債券をその者に交付することができる。
- (2) 債券の利札を喪失した場合は、代わり利札は交付しない。ただし、前号に準じて公示催告をし、その無効が確定した場合は、支払期日が到来したものに対しては、その利息を支払う。
- (3) 債券をき損又は汚染した場合は、その債券を添えて、代わり債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは、喪失の例による。

15. 代わり債券の交付の費用

銀行は、代わり債券を交付する場合は、これに要した実費を徴収する。本債券の登録を抹消し、債券の交付の請求があった場合もまた同様である。

16. 欠缺利札の取扱

本債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、その利札の所持人がこれと引き換えに控除金額の支払を請求したときは、銀行は、これに応じなければならない。

17. 公告の方法

本債券に関し、本債券の債権者に通知すべき事項がある場合は、法令又は委託契約に別段の定めがある場合を除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される日刊新聞紙に掲載することにより公告する。ただし、受託会社が、本債券の債権者のために必要でないと認め、その旨を銀行に通知した場合は、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。

18. 本要項及び委託契約の公示方法

本要項及び委託契約の謄本は銀行及び受託会社の各本店で営業時間中一般の閲覧に供する。

19. 本要項の変更

- (1) 銀行は、本債券の債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、本要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、銀行はその内容を公告する。ただし、銀行と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。

20. 本債券の債権者集会

- (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、銀行又は受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 債権者集会は、東京都において行う。
- (3) 本債券の総額の10分の1以上にあたる本債券の債権者は、その保有する本債券を添えて、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。

21. 追加発行

銀行は、随時、本債券の債権者及び利札の所持人の同意なしに、本債券と初回利払日及び発行価額を除く全ての点において同じ要項を有し、本債券と併合されることとなる債券（以下「追加債券」という。）を追加発行することができる。追加債券の発行日以降、本要項に関する各規定は、当該追加債券にも及ぶものとする。

22. 申込期日 平成17年10月14日

23. 募入方法 応募超過の場合は、適宜募入額を定める。

24. 払込期日 平成17年10月27日

25. 登録機関 株式会社東京三菱銀行